

納めLINE

令和4年度第1号

納めてください（標準語）・納めらいん（宮城の方言）・納めLINE（通信紙の名称）

事務局長あいさつ

このたび、宮城県地方税滞納整理機構の事務局長に就任いたしました宮城県総務部地方税徴収対策室長の小野寺でございます。

当機構は、地方税の徴収の公平性を確保するために、個人住民税を始めとする市町村税の滞納整理の推進及び市町村の税務職員の人材育成を図るとともに、地域連携の強化を促進することを目的として平成21年に設置され、今年度で14年目を迎えました。

当機構では、参加市町村から徴収困難事案を引き受け、綿密な財産調査を通じ、滞納者の生活実態を十分に把握した上で滞納整理に当たることとしております。担税力がありながら理由なく滞納している事案については、搜索を含む滞納処分を速やかに執行する一方、滞納の背景に生活困窮がある場合は、地方税法に基づく滞納処分の停止等の納税緩和措置を適切に適用するなど、事案に応じた是々非々の対応を行っております。

こうした当機構の取組姿勢が県民に浸透してきたこと、及び機構への参加市町村との連携を図りながら、職員一人ひとりが強い使命感と責任感を持って業務に取り組んだことにより、コロナ禍の状況の中ではありますが、令和3年度においては、目標として掲げていた25%を超える40.7%の徴収率を達成することができました。

令和4年度の活動目標は、市町村から約400件の徴収困難事案を引き受け、昨年度と同様の25%以上の徴収率を目指します。

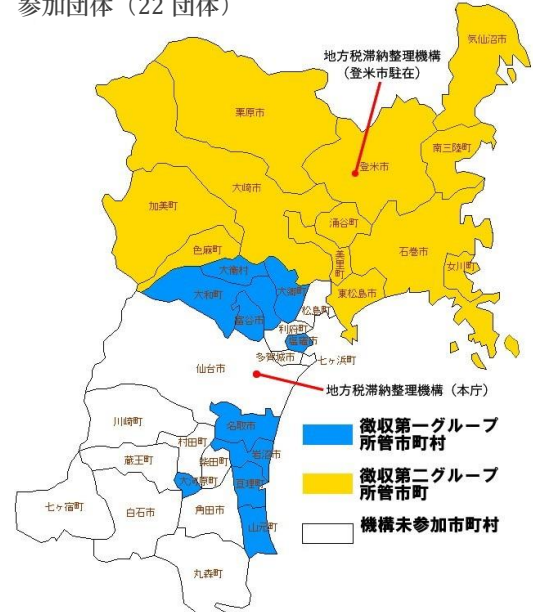
あわせて、市町村税務職員の徴収技術の向上を含む人材育成に資する取り組みをこれまで以上に積極的に行うとともに、各市町村の徴収体制の強化に繋がる取り組みも行っていきたいと考えております。

なお、当機構の設置期限が、令和5年度末までとなっておりますので、令和6年度以降の機構の方向性について、今年度中に検討し、決定していく予定としております。

納税は国民の義務であり、大多数の方が納期限内に納税していただいている中で、理由なく滞納を続ける滞納者を放置することは、「税の公平性の確保」という観点から見ることができません。

そのため、当機構の職員は、使命感と責任感を持って、日々、徴収業務に取り組んでおります。

県民の皆様には、当機構の活動に対し御理解いただきますとともに、貴重な自主財源である市町村税の納期限内納付に御協力いただきますよう御願い申し上げます。

令和4年度 宮城県地方税滞納整理機構所属状況
参加団体（22団体）

令和3年度活動結果報告

| | 令和3年度 | 令和2年度(参考) | 前年度比 |
|----------|--------------|--------------|--------------|
| 引受件数 | 455件 | 520件 | ▲65件 |
| 引受金額(本税) | 319,455,234円 | 359,793,569円 | ▲40,338,335円 |
| 徴収金額(本税) | 129,912,658円 | 169,449,030円 | ▲39,536,372円 |
| 徴収率 | 40.7% | 47.1% | ▲6.4% |
| 完納件数 | 175件 | 212件 | ▲37件 |
| 差押件数 | 189件 | 286件 | ▲97件 |
| 差押金額 | 22,204,035円 | 35,550,498円 | ▲13,346,463円 |

このほか、滞納者の生活状況を把握するための納税相談を41件行いました。また、徴収業務のほかに、市町村税務職員の徴収技術向上を目的とした研修会を開催しました。

《ちょっとした はなし 「30/106」》

この数字、何だと思われますか？

この数字、各市町村から機構に派遣された職員にまつわる数字なんです。

機構は今年度で14年目。現在派遣の11名を加えると117名の職員が派遣されました。「106」は、機構で滞納整理のノウハウを学び巣立った職員の人数です。では「30」は？

「30」は現在、各市町村の徴収分野に在籍している機構OBの人数です。今年度、実に3割のOBが徴収分野の現場で活躍しています。機構を巣立った人材が数多く現場に在籍している、この現状は、まさしく「一枚岩」となっている徴収分野の「チーム宮城」です。

なお、機構では、単に引受事案の処理に当たるとい活動だけではなく、徴収・納税緩和措置・生活再建等の徴収技術全般にわたる総合的な技術の習得・向上のほか、コミュニケーション力・問題解決力・決断力等の「人間力」を兼ね備えた徴収職員の育成にも力を入れています。

そんなちょっとしたはなし、でした。

9

～税は、公平・公正に～ (用語解説)「延滞金」

・ 「延滞金」とは、納期限内に納付いただいた方との公平性を保つため、納期限後に納付された方にご負担いただくものです。納期限の翌日から納付日までの日数に応じて計算されます。

・ 計算方法 (R4.1～12 の場合。年により延滞金特例基準割合(%)は異なる)

① 最初の1か月(納期後1か月が30日の場合)：元となる税額に30/365日と2.4%を掛ける

② 1か月经過後：元となる税額に1か月以降の経過日数/365日と8.7%を掛ける

①と②を合計して、**1,000円以上**となった場合に延滞金は納めていただきます。

●計算例 (税額30,000円、4/30納期限の税を10/31に納めた場合 (最初の1か月が31日))

《最初の1か月分の計算》

・ $30,000 \text{円} \times 31/365 \times 2.4\% \approx 61 \text{円}$

《1か月以降分の計算》

・ $30,000 \text{円} \times 153/365 \times 8.7\% \approx 1,094 \text{円}$

以上2つを合計し、61円+1,094円=1,155円 (最初の1か月+1か月以降分)

・ なお、100円未満の端数は切り捨てとなるため、延滞金は**1,100円**となります。

—あっという間の、3か月間—

4月より地方税徴収対策室に派遣され3か月が過ぎようとしており、とても濃い3か月だったと実感している「とある徴税吏員」です。この3か月間は主に滞納整理の基礎研修や、財産調査等の研修に参加し、正しい滞納整理の基礎をしっかりと学ぶことができました。

また、一緒に派遣されている徴税吏員と不安に思っていることや疑問点等を共有し、少しでも徴税吏員としての心構えや滞納整理機構で掲げているスタンスを覚えようと日々一生懸命勉強しているところです。

現在は、各市町村から引き受けた案件を一つひとつ確認し、様々な案件に対応しております。今後も色々なことで壁にぶつかることがあると思いますが、チームで情報を共有し、一人で抱え込まずに業務に当たっていこうと思います。

また、つい読みたくなるような「納めLINE」に向けて試行錯誤中です。暖かい目で見ていただくと幸いです。

最後までお読みいただきありがとうございました。

【ご意見・ご要望などはこちらにお願いします】

宮城県地方税滞納整理機構

(宮城県総務部地方税徴収対策室内) 事務局

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL: 022-211-6681

FAX: 022-211-2289



おさかね君

滞納整理機構
キャラクター